

住宅用火災報知器の交換をお忘れなく！

消防法の改正により、新築住宅は平成18年（2006年）から、既存住宅（中古住宅）は平成23年（2011年）から、寝室などに住宅用火災報知器の設置が義務付けられました。

住宅用火災報知器の交換の目安は10年とされています。古くなると、内部部品の劣化や電池切れなどによって火災時に音が鳴らなくなることがあります。

大切な命と財産を守るために、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行うようにしましょう。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認します。



一定面積以上の土地取引には

届出が必要です！

国土利用計画法に基づき…

- 届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。
- 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市長に対して行います。
- 届出がなされた土地について利用目的の審査が行われます。
- 届出をしなかった場合は、罰せられます。

市街化区域

2,000m以上

市街化区域以外の
都市計画区域

5,000m以上

都市計画区域外

10,000m以上



詳細はコチラから
[国土交通省](#)



消費生活用製品安全法施行令の一部改正による特定保守製品の変更

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令が7月27日に公布され、8月1日から施行されました。今回の改正により特定保守製品が9製品から2製品になりました。

これにより、全宅連が策定する不動産売買に係る「付帯設備表」も改定されました。

＜これまでの特定保守製品＞

平成21年4月以降に販売した製品が対象

- ①屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）
- ②屋内式ガス瞬間湯沸器（LPGガス用）
- ③石油給湯機
- ④屋内式ガスふろがま（都市ガス用）
- ⑤屋内式ガスふろがま（LPGガス用）
- ⑥石油ふろがま
- ⑦ビルトイン式電気食器洗機
- ⑧密閉燃焼式石油温風暖房機
- ⑨浴室用電気乾燥機

＜8月1日以降の特定保守製品＞

平成21年4月以降に販売した製品が対象

- ③石油給湯機

- ⑥石油ふろがま

ただし、除外された7製品のうち、点検期間の始期が令和4年7月27日より前のもの（令和3年8月1日より前に点検が行われたもの及びその点検時期が経過しているものを除きます）については、経過措置対象製品として、引き続き、法に基づく点検実施を行う経過措置が設けられています。



おめでとうございます

敬老の日を祝して、会員等慶弔規程に基づき、満年齢が次の年齢の方々に敬老祝金が贈呈されました。昨年の敬老の日の翌日から今年の敬老の日までに①77歳(喜寿)②80歳(傘寿)③88歳(米寿)④90歳(卒寿)になられた会員の方々は次の通りです。これからもお元気に営業を続けていただきたいと思います。

(敬称略)

	喜寿 : 上村 一美 (株正栄ハウス) 田中 幸夫 (ラッキー社) 稲留 純臣 (稻留不動産) 後藤 貞弘 (有吉野ハウス) 坂下 叶 (サンエー不動産)	柿本 修身 (ささ不動産) 渡辺 紘起 (株渡辺組) 樋之口敏郎 (イクダイ産業有) 櫻井 光代 (有アース開発) 手塚國憲 (日本土地株)
鹿児島北	傘寿 : 黒田 久子 (三ツ矢ハウス) 稲元 洋一 (ハウジング稻元) 井上 輝男 (有錦江住宅工業)	五反 保 (有友輝開発) 吉島 克治 (有上村商事) 末次憲一郎 (末次商事)
	米寿 : 川上 哲三 (株城西産業不動産) 福永 昭夫 (ニュー上町不動産)	伊地知一徳 (伊地知商会)
鹿児島南	喜寿 : 佐久川 勇 (オリーブ企画) 細山田良昭 (株細山田商事) 小城 光治 (小城不動産) 西 省吾 (エステート西) 横山 尚生 (尚栄宅建) 萩原 忠 (萩原建築) 桑畑 綱男 (平和ホーム)	川畠 瞳和 (瞳和商事) 白尾 謙 (有白尾建設) 基太村憲博 (中山産業株) 柴 啓文 (合同不動産) 柳元トシエ (柳屋不動産株) 新川 哲夫 (西部ホーム有)
	傘寿 : 大野 久光 (大野商事株) 吉田 稔 (有アイワエステート)	小森 義隆 (常心不動産)
	米寿 : 尾前 良治 (有尾前商会)	
北薩	傘寿 : 中田代志子 (辻商事) 江野 耕右 (江野不動産)	山根 京章 (東京興産)
	卒寿 : 福永 久子 (福永不動産 (同))	
南薩	喜寿 : 浜村 勇 (浜村不動産)	岡 孝 (有タイヨーホーム)
	傘寿 : 市坪 辰男 (加世田不動産) 川路 豊 (川路不動産)	詫摩 純三 (詫摩不動産)
姶良伊佐	喜寿 : 林 清子 (林不動産)	山野 秀明 (株キヨクヨウ)
	傘寿 : 川崎 軍藏 (川崎不動産) 新町 国子 (新町不動産株)	山下 隆 (山下不動産商事) 益山 広子 (三洲商事不動産)
	米寿 : 橋口チエ子 (橋口不動産) 赤池千里子 (赤池重次不動産)	塩田 時宜 (有塩田建設)
大隅	喜寿 : 久保 孝夫 (有久保孝建設) 藤崎 良隆 (大丸住宅) 神田 通博 (宝山開発)	鰺坂 恒記 (有あじさか) 小川 登 (共同開発有)
	傘寿 : 小迫 博己 (小迫不動産)	末原 紀 (末原不動産)
奄美	喜寿 : 潤上平八郎 (株新都コーポレーション)	
	傘寿 : 仙田 孝子 (ホワイトハウス)	

今回、対象の方々にFAXにてアンケートをお願いしました。

1. ご自分の健康維持のため心掛けていることはどんなことですか。

回答

- ①朝起きて15分のストレッチ、3度の食事をバランスよく食べ、3kmのウォーキングをしています。
- ②バランスのとれた食事をとり、休養も充分とするよう心がけています。
- ③食事は野菜類をたくさん食べるようになっています。週1~2回は農作業等身体を動かすようにしています。
- ④ストレスをためないようにしています。
- ⑤ストレスをためない、良き人と語り合う。疲れたら睡眠。食事は、良い水、主食玄米、野菜を多く、腹八分。快眠、快食、快便。
- ⑥十分な休養と睡眠。
- ⑦充分な睡眠、週2~3回のウォーキング。
- ⑧メルヘンスポーツ・ジムで運動しています。
- ⑨一日一回自分の住んでいる町内・地域を歩いてまわっています。
- ⑩身体を動かす。充分な睡眠、規則正しい生活と食事。

2. いま、生きがいに感じていることはどんなことですか。

回答

- ①友人と旅行。コロナ禍で旅行へ行けなくなり、今は月3~4回のゴルフが楽しみです。
- ②1年を通して季節ごとに、物産館巡りや旅行など楽しみを作っています。
- ③仕事を続けているから元気でいられます。旅行大好き。写真撮影、プリントして進呈。
- ④仕事と旅行など。
- ⑤仕事は順調、今後は仕事を減らして旅行をしたい。
- ⑥ゴルフや海遊び、読書。
- ⑦生涯現役の仕事、ドライブ（道の駅まわり）、月1~2回程度のゴルフ。
- ⑧仕事、後継者（孫）の育成。
- ⑨宅建業者の社会的地位の向上と後継者の育成。
- ⑩健康であることに感謝しています。新聞に100歳の方々が紹介されていました、自分もそこを目指したい。
- ⑪仕事、趣味（観葉植物）

3. 宅建業における思い出、若手の会員の方々へのアドバイスなど、ございましたら教えて下さい。

回答

- ①枕崎支部から南薩支部へと変わった頃、役をさせていただき、支部役職員と色々建設的な意見が述べられ、楽しい時代でした。これからも山あり谷ありかと思いますが、最終的には、自分で足を運ぶということが良いのではないかと思います。
- ②平成元年合格、平成2年開業、あっという間の30年。仕事をしているお陰で多くの方々とお会いし、教えを頂くばかり、女性会員を増やしたいと思い、お勧めしています。
- ③宅建資格をとるために東京の資格の学校で学んでいた頃が思い出です。何でも基本をしっかりと学んでください。
- ④今は亡き先輩役員の方々と懇談したことが思い出されます。
- ⑤公益社団法人の冠に恥じない日頃の活動、世のためにボランティア活動等、お互いに社会のために頑張りましょう。
- ⑥宅建業者はよい情報をくれた人に対するお礼をしない。同業者、買主、売主に感謝をすること。
- ⑦人それぞれ夢や希望、考え方方が違っていますが、人から信頼されることが大事ではないでしょうか。
- ⑧宅建業は国の法律なども毎年のように改正、追加されています。常に学んでいなければ大変な失敗をしてしまいます。顧客に迷惑のかからないようにしましょう。
- ⑨誠心誠意でのお客様との対応。現在はコロナでできないが、電話等ですますのではなく、面会して対応することがお客様等との関係が密接になる。
- ⑩誠実な仕事に取組んでください。
- ⑪接客は常に笑顔で丁寧にすることを忘れないようにと思っております。時代の変化で様々なお客様が多くなり、対応する方もしっかり勉強が必要と思います。

皆様、アンケートにご協力感謝いたします。

会員サポート(ＩＴ推進)室 ご案内

宅建協会会員でお困りの方はご連絡下さい(R3.9.14 OPEN)



協会物件検索サイトに
物件登録したい

契約書式や法令改正資料を
ダウンロードしたい

物件検索・成約事例検索・
研修動画閲覧をしたい

契約書式の記載・解説資料
特約文例が欲しい

流通機構・ハトマークサイト
全宅連ハトサポを使いたい

ログインID、Zoom、Web書式
登録証明書、リーフレット作成、成約登録
地図・画像登録・・・分からぬ?

開設日時	毎週月・火・木・金曜日 午前10時～12時・午後1時～3時
開設場所	宅建協会4階小会議室（パソコン2台設置）
主な内容	IT関係（物件検索サイトや全宅連ハトサポの操作案内、他）業務関係（契約書式や事例等の案内、法令改正等の資料提供）
利用方法	電話（099-252-7111）又は面談（面談は事前予約必須）※共に30分以内※文書の郵送又はFAX、電子メールでの回答はしておりません。
担当者	流通・研修業務担当職員4名（松元・塩屋・福永・迫田）
免責事項	担当者の回答には限度があり、あくまでも参考情報となりますので、回答や提供資料の利用は会員の自己責任においてご利用下さい。また、専門的・具体的な内容はパソコン専門会社や協会不動産相談所等をご活用下さい。

お問い合わせ先

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会

〒890-0052 鹿児島市上之園町24-4

TEL: 099-252-7111 FAX: 099-257-1452

URL: <http://www.k-takken.com>

【不動産無料相談所】

月・水・金曜日 10:00～15:00

TEL: 099-297-4300



不動産流通に関するアンケート結果

7月26日から8月10日にかけて、不動産流通に関するアンケートを実施しました。
アンケート結果を報告致します。

- ・アンケート配付数：会員1,502名 回答数：100名（6.7%）
- ・所属支部：鹿北 20 鹿南 27 北薩 8 南薩 10 姶伊 15 大隅 7 奄美 11 無回答 2

Q1. 御社の宅建業の業務形態（事業区分）をお選び下さい。

- ① 専業（個人：28・法人：41） ② 兼業（個人：8・法人：23）

Q2. 御社の宅建業の従業員数は何名ですか。

- ① 1人：39 ② 2～5名以内：51 ③ 6～10名：5 ④ 10名以上：5

Q3. 契約書式はどのタイプを利用していますか。（複数可）

- ① 自社オリジナルの書式：7 ② 宅建協会の書式：71 ③ 全宅連の書式：44
④ その他：2

Q4. 契約書式はどのような形式で作成していますか。（複数可）

- ① Word版：53 ② Excel版：32 ③ ハトマークWeb書式作成システム版：24 ④ 手書き：7
⑤ その他：1

Q5. 宅建協会のホームページを利用していますか。

- ① よく利用している：34 ② 時々、利用している：46 ③ あまり利用していない：14
④ 利用していない：5

Q6. Q5で①又は②と回答した方で、主に何を利用していますか。（複数可）

- ① 物件検索：50 ② 物件登録：43 ③ 契約書式のダウンロード：35
④ お知らせ閲覧：11 ⑤ その他：1

Q7. 不動産物件の広告方法として主に何を利用していますか。（複数可）

- ① 宅建協会物件検索サイト：37 ② 全宅連ハトマークサイト：21
③ アットホーム・スモ等の情報サイト：46
④ 自社のホームページ・メール・SNS：37 ⑤ チラシ・情報誌：7
⑥ 看板・のぼり：21 ⑦ その他：6

Q8. 現在、鹿児島県宅建協会独自の物件検索サイトと全宅連ハトマークサイトの二つの物件登録・検索サイトが併存していますが、全宅連ハトマークサイトに一本化することについてお尋ねします。

- ① 賛成である：45 ② 反対である：16 ③ 分からない：39

Q9. 現在、鹿児島県宅建協会独自の契約書式（重要事項説明書や契約書）と全宅連契約書式の二つの書式が併存していますが、全宅連契約書式に一本化することについてお尋ねします。

- ① 賛成である：55 ② 反対である：25 ③ 分からない：20

Q10. 協会の会員向け業務サポートについて希望するものがありますか。（複数可）

- ① パソコン説明：16 ② 取引に関する相談：50 ③ 研修会ブロック会の開催：35
④ 業務資料の提供：24

アンケートにご協力いただきました皆様、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症関連情報

宅建協会は、新型コロナウイルス感染症対策として、不動産会館1階（玄関内側）と5階（事務局入口）に自動検温器を設置しました。宅建協会・不動産会館にお越しの際は検温にご協力ください。

1. 感染拡大防止

新型コロナウイルス感染症の第5波は、新規感染者数がこれまでにない勢いで増加し、変異株の感染者も増加しました。

強い感染力を有している変異株にも、基本的な感染予防策「マスク着用」「手洗い」「3密（密接・密集・密閉）回避」が有効と言われています。

マスクの正しい着用

- マスクを右図のように隙間なくフィットさせ、しっかりと着用してください。

こまめな手洗い・手指消毒

- 共用物に触った後、食事の前後、公共交通機関の利用後などは必ず手洗い・手指消毒をお願いします。

3密（密接・密集・密閉）の回避

- 一つの密でも避けて、「ゼロ密」を目指しましょう。特に人ととの距離は十分に保ってください。
- おしゃべりする時間は出来る限り短くし、大声は避けてください。
- 今まで以上に換気を行ってください。

※ワクチン接種後も、マスクを着用するなど、引き続き、感染対策を行ってください。

2021年版

感染拡大防止へのご協力をお願いします

感染力が強い変異株にも、基本的な感染予防策が有効です。
「マスクの着用」や「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）回避」などを徹底してください。

正しく使おうマスク!

会話時は必ず着用!
・鼻出しマスクX あごマスクX
・渴いたら外側は触らない
・ひもを持って若脱
・品質の確かめ、できれば不織布を

こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!
・共用物に触った後
・食事の前後
・公共交通機関の利用後など

目標そぞ ゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!
密接 マスクなしX 大声X 大人数X 近距離X
密集 換気が悪いX 狹い所X
密閉

首相官邸 厚生労働省 内閣府 新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染予防のために♪
（音楽を聴いて）



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、聽覚が鈍化し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間における飲食

- 長時間における飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



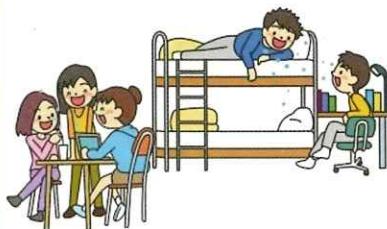
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



2. ハトマーク支援機構HP 「新型コロナウイルス関連 各省庁支援策」

ハトマーク支援機構HPでは、「新型コロナウイルス関連 各省庁支援策」のページを設け、会員や取引相手に関する支援策などをまとめています。リンク集としてご活用ください。

宅建協会HPにも「新型コロナウイルス関連 各省庁支援策」のバナーが設置しております。

3. 経済産業省 中小法人・個人事業者のための「月次支援金」

「月次支援金」は、緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、2021年の月間売上が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援する制度です。

※中小法人：資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下

給付額

中小法人等 ➤ 上限 20万円/月 個人事業者等 ➤ 上限 10万円/月 を支給します。

給付額 ➤ 2019年または2020年の基準月^{※1}の売上 - 2021年の対象月^{※2}の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて

月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

申請期間

原則、対象月の翌月から2ヶ月間

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、
電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-211-240

IP電話
専用回線 03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00
(土日・祝日含む全日)

ホームページ



月次支援金 検索

[https://ichijishienkin.go.jp/
getsujishienkin](https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin)



- 注) ① 月次支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。
- ② 地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象事業者は、月次支援金の給付対象外です。
- ③ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整などにより売上が減少した場合は、給付対象外です。

公取Q&A

Q. 中古住宅の媒介の依頼を受けたのですが、登記簿では「建築年月日不詳」となっています。

売主も正確な建築年月がわからない場合どのように表示すればよいでしょうか？

A. 建物の登記簿において、建築年月が不詳となっている場合は、固定資産課税台帳に建築年月が記載されている場合がありますので、こちらを確認してみてください。

それでもわからない場合は、売主や周辺住民からの聞き取り調査などを行い、概ねの建築時期がわかれれば、「築30年以上経過(年月不明)」等と、全くわからない場合は「建築年月不明」と記載してください。

なお、建築年月が不明の場合には、建築年月を記載しなければならない中古住宅ではなく、「古家付き土地」として広告することも可能です。この場合には、売主の承諾を得てから広告した方がよいでしょう。

「首都圏不動産公正取引協議会発行【公取協通信第321号】より引用」

賃貸住宅管理業の登録・業務管理者の要件

賃貸住宅管理業とは、賃貸住宅のオーナーから委託を受け、「賃貸住宅の維持保全」・維持保全と併せて「賃貸住宅の家賃等の金銭管理」を行う事業をいいます。

(1) 賃貸住宅管理業の登録

賃貸住宅管理業を営む管理戸数200戸以上の事業者に対し、国土交通大臣への登録を義務付けています。現在、管理戸数が200戸以上の事業者は法施行後1年以内(経過措置期間、令和4年6月まで)の業登録が必要です。なお、管理戸数200戸未満の事業者の登録は任意です。

(2) 賃貸住宅管理業者の業務における義務付け

- ① 営業所又は事務所ごとに、業務管理者を1名以上配置
- ② 管理受託契約締結前に賃貸人へ重要事項の説明
- ③ 管理する家賃等について、自己の固有財産や他の管理受託契約に基づく家賃等と分別管理
- ④ 業務の実施状況等について、管理受託契約の相手方に対して定期報告

《業務管理者の要件》

業務管理者は、以下のいずれかに該当する者です。

- ① 管理業務に関する2年以上の実務経験があり、令和3年秋以降に実施される賃貸不動産経営管理士試験に合格した者
- ② 令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、登録した賃貸不動産経営管理士で、令和4年6月までに業務管理者移行講習を終了した者
- ③ 管理業務に関する2年以上の実務経験がある宅地建物取引士で、賃貸住宅管理業業務管理者講習を修了した者

《講習指定実施機関》

講習名	賃貸住宅管理業業務管理者講習 (宅地建物取引士向け)	業務管理者移行講習 (賃貸不動産経営管理士向け)
指定実施機関	(一社)賃貸不動産経営管理士協議会	(一社)賃貸不動産経営管理士協議会
実施機関認定協力機関	(一財)ハトマーク支援機構	(公財)日本賃貸住宅管理協会

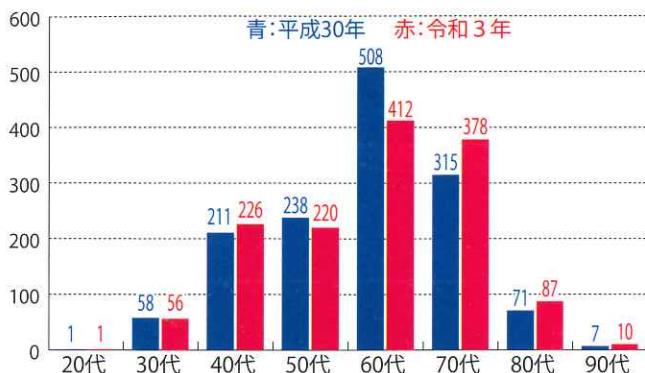
※各講習については、それぞれの協力機関のホームページなどでご確認ください。

会員統計情報 代表者年代別グラフ(令和3年9月30日現在)

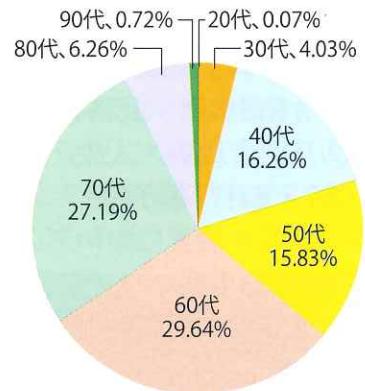
9月30日現在、鹿児島県宅建協会の正会員は1,390名です。代表者を年代別に分けますと次のとおりです。最年少は平成6年8月生まれの27歳、最高齢は昭和2年4月生まれの94歳です。

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
人数	1名	56名	226名	220名	412名	378名	87名	10名
割合	0.07%	4.03%	16.26%	15.83%	29.64%	27.19%	6.26%	0.72%

代表者年代別人数（9月30日現在）



代表者年代別割合（9月30日現在）



協会ホームページ ニュース&トピックス情報

最近、協会ホームページのニュース&トピックスに掲載された情報は次のとおりです。詳細はホームページをご覧下さい。



会員向け

- 【宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について】
- 【「姶良伊佐支部事務所」及び「大隅支部事務所」新しい電話番号等のお知らせ】
- 【免許申請書など県様式のダウンロードについて】
- 【会員サポート体制について】
- 【西日本レインズシステムの統合について】
- 【「ハトマークWeb書式作成システム」のご案内】
- 【消費生活用製品安全法施行令一部改正に係る本会策定「付帯設備表」の一部改訂について】
- 【固定資産にかかる現所有者申告の義務化について】
- 【国土交通省税制改正要望事項について】
- 【協会新入会員・退会会員のお知らせ】
- 【「会員検索」ページのご活用について】
- 【ホームページ利用状況（8月分）】
- 【紙上研修「on the web」の配信について】
- 【反社会的勢力データベース照会システムの改修（2018年6月版）について】
- 【水害ハザードマップに係る説明事項の追加について】
- 【従業者異動届のお願い】
- 【宅建協会 変更届出書式のダウンロードについて】
- 【宅建協会 廃業届出書式のダウンロードについて】

一般向け

- 【新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等終了後の出勤者数の削減、催物の開催制限】
- 【「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」の一部変更と届出制度について】
- 【相談所来所相談の再開について】
- 【津波防災の日に係る緊急地震速報訓練の実施】
- 【県有財産売却物件の周知について】
- 【11月は『労働保険未手続事業一掃強化期間』です】
- 【リアルパートナー2021年9月号 発刊】
- 【（鹿児島県からお知らせ）県新型コロナワクチン大規模接種会場の設置について】
- 【国土利用計画法に基づく事後届出制の周知等について】
- 【鹿児島市 不動産公売（農地分）】
- 【消費者生活用製品安全法施行令の一部改正について】
- 【今後の催物の開催制限等の取扱いについて】
- 【デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行】
- 【「不動産投資顧問業登録規程」及び「不動産投資顧問業登録規程の運用について」の一部改正について】
- 【国土交通省後援『第9回不動産流通実務検定“スコア”』受検申込受付中】
- 【新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減、催物の開催制限等について】
- 【改正銀行法施行に伴う不動産業参入阻止について】